



Title	レオン・カスティーリャ国王アルフォンソ6世の治世 ： その歴史的意義
Author(s)	田邊, 加恵
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49206
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 大阪大学の博士論文について をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	た なべ か え 田 邊 加 恵
博士の専攻分野の名称	博 士 (言語文化学)
学位記番号	第 2 2 3 0 0 号
学位授与年月日	平成 20 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 言語社会研究科言語社会専攻
学位論文名	レオン・カスティーリャ国王アルフォンソ 6 世の治世—その歴史的意義
論文審査委員	(主査) 教授 大内 一 (副査) 教授 染田 秀藤 准教授 鈴木 広和 大阪市立大学大学院教授 大黒 俊二 大阪外国語大学名誉教授 出口 厚美

論 文 内 容 の 要 旨

アルフォンソ 6 世 (在位 レオン王 : 1065-1109 年、カスティーリャ王 : 1072-1109 年) が父レオン・カスティーリャ王フェルナンド 1 世からレオン王位を継承した 1065 年当時、イベリア半島は北部にレオン王国やカスティーリャ王国をはじめとするキリスト教諸国、中部および南部にはタイファと呼ばれるイスラーム教諸国が並立する群雄割拠の状況にあった。

当時は既にイベリア半島におけるイスラーム教徒とキリスト教徒の勢力関係が逆転していた。カリフ国末期にその内紛を利用することによって、キリスト教徒はイスラーム教徒に対し軍事援助の見返りを要求できる立場にまで立っていたのである。北部キリスト教諸国はその兵力を背景にタイファ諸王国に対しパリアスの貢納を強制していた。パリアスとは、特に 11 世紀にタイファ諸王国がキリスト教諸国や個人に対し、これらから受ける軍事援助の代償として年に一度貢納した金品のことである。アルフォンソ 6 世が徴収したパリアスの例としてはトレドがよく知られている。アルフォンソ 6 世がしばしば強要したパリアスの貢納は間接的にトレド王国の民衆に多大な税負担を強いる結果となり、アル・カディール王に対する民衆の不信と反感は鬱積してトレド王国の情勢不安ひいては内部崩壊という状況を生んだ。そしてついに 1085 年、アルフォンソ 6 世はタイファ諸王国の中でも半島中央部を占め、広大な領土を有する主要タイファのひとつであったトレド王国の征服に成功した。既にキリスト教諸国にパリアスの貢納を開始していたとはいえ、フェルナンド 1 世期の時点で主要タイファ王国のひとつとして繁栄の極みにあったトレドの征服に容易に成功したことは、拙速に兵力に訴えることなくトレドの内情の把握につとめ、パリアスによる財政的負担の増大によってトレド王国が疲弊し内部崩壊するのをうかがっていたアルフォンソ 6 世の優れた戦略によるところが大きいといえよう。つまりアルフォンソ 6 世はパリアスの効果を最大限に利用しつつ、キリスト教徒への降伏以外の選択肢をトレド王国から徐々に奪っていったのである。またトレドは半島中心部に位置する戦略上重要な拠点であり、その後のキリスト教徒によるアンダルシアおよびムルシアへの軍事遠征ならびに再植民活動を可能にしたという点で、アルフォンソ 6 世のトレド征服はレコンキスタの観点でも重大な変換点になったといえる。さらに西ゴート王国の古都トレドの獲得は、西ゴート王国の継承者を主張するレオン・カスティーリャ王国にとって、アストゥリアス国王アルフォンソ 2 世 (在位 791-842 年) 以来の伝統的思潮である新ゴート主義の一つの帰着点であり、政治的、精神

的にも非常に意義ある大業であった。

アルフォンソ6世は、歴代レオン王の習慣に倣ってイベリア半島の中の「王のなかの王」を意味する「皇帝」の称号の使用を1077年に再開したが、歴代のレオン王と異なるところは「皇帝」の称号を初めて一人称で用いたことであつた。それまでのレオン王は国王文書の中で決して自らを「皇帝」と名乗ったことはなく、文書の中で「皇帝」の語が用いられていても、ほとんどの場合父親である先代の王の名を形容するために使用する場合は、日付記載部分に続く当時の統治者の名に添えられる場合に限られていた。アルフォンソ6世は1077年以前にも「イスパニアの王」という称号を使用しており、その中に既に半島における覇権の主張を読み取ることができるが、1077年以降に用いた「皇帝」、特に「全イスパニアの皇帝」という称号は半島の覇権という主張をさらに明確にしたものといえる。歴代レオン王の国王文書の中では前例のない一人称による「皇帝」の称号使用を1077年に開始した理由としては、アラゴン王国に対する対抗意識や半島の覇者たる自己の存在を半島外に表明する必要性などが考えられるが、これについては今後の研究課題としたい。そして1085年以降は「皇帝」の使用頻度も増加し、「トレドの皇帝」といった呼称も多用されるようになった。これはトレド征服を成就したことにより西ゴート王の後継者として半島の覇者となったというアルフォンソ6世の自覚の表明およびその主張と理解することができる。

半島内の覇権を主張する一方で、アルフォンソ6世がピレネー以北ひいては西ヨーロッパのキリスト教世界との関係の強化を求めていたことは、アルフォンソ自身の配偶者の選択、クリュニーとの連携、ローマ式典礼の導入という三点からも明白である。アルフォンソはその数回にわたる結婚のうち、多くを半島外の諸侯の子女と行っているが、これは半島外から王妃を迎えることのなかったレオン王家の伝統からは逸脱するものである。さらに当時権勢を誇っていたクリュニー修道院との間に結んだ紐帯は、レオン・カスティーリャ王国に人的物的流入という利益をもたらした。そして先述したパリアスによる収入も、その一部がケンススや寄進の形でクリュニーへ運ばれ、同修道院との関係の強化に貢献したと考えられる。ロマネスク様式最大の建築として知られる第三クリュニーの建設費の半分はアルフォンソ6世の出資によるものといわれる。

またローマ式典礼の受容については、アラゴンに比べその実施が順調に進まなかったために教皇グレゴリウス7世から干渉を受けることがあつたものの、アルフォンソ6世自身はその導入に否定的であつたわけではなく、彼のいわゆる「ヨーロッパ化政策」を考慮するとむしろ積極的にその導入を推進しようとしていたと考えられる。『イスパニア事蹟史』が伝える神盟裁判のエピソードは神の意図に反してまでもローマ式典礼の導入を実行しようとするアルフォンソ6世の強硬な姿勢を伝えるものとして、非常に興味深い。おそらくアルフォンソ6世自身は、ローマ式典礼を速やかに導入し、教会の刷新とヨーロッパ諸国との間の宗教的隔絶を排除しようと考えていたと思われる。しかし、実際には1080年のブルゴス会議でようやくローマ式典礼の導入が決定されたものの、モサラベ式典礼廃止に関しては地元の修道士の反対が強かつたため、アルフォンソ6世はトレドの一部に限りモサラベ式典礼の存続を許可した。もっともこの措置は永続的なものではなく、前述の目標を段階的に達成するための第一歩であつたにすぎなかつた。ましてやモサラベ文化の継承、つまりイスパニア的伝統の尊重を意図していたわけではなかつた。トレドはイベリア半島で最大のモサラベ共同体を有した都市であつたが、レコンキスタの前哨基地としてトレドを維持するためにはトレドの人口を確保することが肝要であり、この点でモサラベの存在は重要であつた。全面的な典礼交替に至らなかつた理由は、ムラービトの攻撃からトレドを防御しこれを維持する上で必要なモサラベを懐柔する必要があつたためと考えるべきであろう。

同様のことはトレド征服後の1101年、アルフォンソ6世がモサラベに付与したフェロにみられる西ゴート統一法典の存続についても言える。同フェロはムラービトの攻撃が続く真只中に付与された。そこでは「モサラベの間で何らかの訴訟事件が生じた場合、由緒ある西ゴート統一法典の条文に従ってこれを解決すること」とあり、モサラベのフェロにこの法の存続を認めたことは、モサラベに一定の法的自治を与えたことを意味する。西ゴート統一法典は西ゴート王国滅亡後もアンダルスのモサラベの間で使用されていた法である。また同フェロではその他にも不動産所有の完全保障、騎士としての装備・参戦の許可、穀物に関する十分の一税の免除など様々な優遇措置がモサラベに与えられており、その理由もやはりアルフォンソ6世がモサラベをトレド防御のために必要不可欠の要素と考えていたためと考えられる。一方、同フェロには法のカスティーリャ化の一端も見受けられる。たとえば刑事事件ではカスティーリャ人のフェロが法源として優先することが規定されており、先に及した不動産所有の保障および騎士としての装

備・参戦の許可もその一環として考えることができる。ここからアルフォンソ6世はモサラベを含むトレドの全キリスト教住民を対象とする一元的な都市法の導入を望みながらも、カスティーリャ化を円滑に成就するための第一歩として段階的な移行にとどめたと解釈することができる。

総じて言えば、アルフォンソ6世の治世は中世レオン・カスティーリャ王国の再植民活動において世俗のカスティーリャ化が進んだ時代であり、また宗教的には教会のローマ化が推進された時代であったといえる。もっともこうした王国の基本方針が確立しつつある一方で、それとは利害が一致しない者や従来の伝統を守ろうとする者の反対も根強く、それを押し切って強行に大変革を実行することは政治的・軍事的理由から不可能であったため、アルフォンソ6世は段階的に変革を進める方策を選択したといえる。

アルフォンソ6世の死後もムラービトは執拗にトレドに迫ったが、二度とトレドはイスラームの支配下に入ることはなく、その後も文化的、宗教的、軍事的な中心地として発展した。アルフォンソ6世がケンススによって緊密にしたクリュニーとの関係は、クリュニーによるサンティアゴ巡礼路の整備となって実を結び、巡礼路沿いの都市の成長、商業の発展を促し、王国の経済活動の拡大に貢献した。またフランス人諸侯との関係強化は多くのフランス人入植者を招致する結果となり、アルフォンソ6世の二人の娘ウラカとテレサもフランス人貴族と結婚した。ウラカとレーモン・ド・ブルゴーニュとの間に生まれたアルフォンソ7世は1136年に「皇帝」として戴冠し、半島のキリスト教諸国に対する宗主権を行使するに至り、アルフォンソ6世が主張した半島の覇権に実態を与えた。アルフォンソ6世の治世はこうした12世紀のレオン・カスティーリャ王国の発展を準備した重要な時代でもあったといえる。

論文審査の結果の要旨

本論文は、レコンキスタ活動の本格化を象徴する出来事であるトレド征服を成し遂げたアルフォンソ6世の治世について、以下の各章で取り上げる4テーマに関する実証的な分析を通して、同王の治世がレコンキスタ史においてはスペイン中世史において有する歴史的意味合いを論じたものである。本論文は、序章、以下に述べる4章、結論、史料付録、参考文献で構成されている。

序章では、研究史の整理として、アルフォンソ6世期に関わる先行諸研究の批判的な確認と用いた史料の紹介がなされ、さらに研究目的として、レコンキスタ活動の拡大、宗教的寛容から不寛容への移行、サンティアゴ巡礼の活発化およびピレネー以北との交流の強化といった時代性を考慮しつつ、以下の各章で取り上げるテーマの重要性が言及されている。

第1章「パリアス徴収とその効果」では、トレド・タイファ王国からのパリアス徴収が同王国の経済的、政治的疲弊を招いたとし、パリアス徴収期をトレドの軍事的征服に繋がる重要な前段階と位置づけている。さらに、パリアスがクリュニー修道院への献金として使用された可能性が指摘され、パリアスがアルフォンソ6世の国内政策のみならず対外的政策にも裨益したと主張されている。先行研究に対する批判に説明不足の箇所が指摘されるものの、章全体の結論は妥当であると評価できる。なお本章は「アルフォンソ6世の対外政策におけるパリアスの意義」として学術誌『えくす・おりえんて』、第13号（平成18年）（大阪外国語大学言語社会学会）に査読を経て掲載された研究ノートを加筆・訂正したものであり、一定の外部評価をすでに得ているものである。

第2章「“皇帝”アルフォンソ—*imperator* 称号使用の意味—」では、レオン王国期から見られた「皇帝」称号の使用が先王に対する敬意表現であったのに対し、アルフォンソ6世が自己を対象に「皇帝」の称号を使用した最初のレオン・カスティーリャ国王であったことが指摘され、その使用がイベリア半島内の他のキリスト教諸王国に対するレオン・カスティーリャ王国の覇権を主張するためであると結論されている。しかし、その着眼点は積極的に評価できるものの、この主張は残念ながら「妥当な推論」の域を出ないと言わざるを得ない。史料上の限界もあると思われるが、今後の課題として執筆者自身が指摘した事柄に関する分析が必要である。

第3章「モサラベ式典礼の廃止とローマ式典礼の導入」では、教皇庁やクリュニー修道院との連携を重視して積極的にローマ式典礼を受容するアルフォンソ6世の外交的、政治的姿勢が強調される一方で、モサラベ典礼の部分的存続を認めた政策が有する、トレド市の治安維持のための社会的措置としての側面が主張され、シモネが主張する文化

的「継続論」の限界が指摘されている。近年の研究に依拠して、典礼問題を外交的、政治的、社会的観点から説明しようとする意図は妥当であり、その説得的な手法も評価できる。なお本章は「アルフォンソ6世と典礼問題ー「西ゴートの後継者」モサラベに関する一考察」として学術誌『えくす・おりえんて』、第10号（平成16年）（大阪外国語大学言語社会学会）に査読を経て掲載された論文を加筆・訂正したものであり、一定の外部評価をすでに得ているものである。

第4章「トレド再植民事業ーモサラベに付与されたフェロの分析を通してー」では、モサラベ政策の成否がトレド市の防衛、維持を左右する重要な課題であるとの指摘がなされたうえで、アルフォンソ6世が、モサラベが享受していた財産に関する諸権利や社会的諸習慣を尊重する一方、モサラベに対して税的優遇措置を講じながらも、司法面ではモサラベとカスティーリャ人の法的平等化という形を通して慎重かつ確実にカスティーリャ化を図ったと主張されている。モサラベのフェロの分析を通して得た結論としては理解できる。なお本章は、同じタイトルで学術雑誌『HISPANICA』（第51号）（日本イスパニヤ学会）（平成19年2月予定・未刊）に査読を経て掲載される論文とほぼ同内容であり、一定の外部評価をすでに得ているものである。しかしながら、本審査委員会ではこの結論は仮説として理解したい。なぜなら、カスティーリャ化に関する立論を試みるに際して、分析の対象をモサラベのフェロだけに留めるのは不適切だからである。結論は変わらないかも知れないが、研究手順として、執筆者自身が今後の課題として指摘するように、カスティーリャ人のフェロおよび後に編纂されるトレド都市法を合わせて比較検討の対象としてはじめて説得的な結論が得られるものであろう。

結論では、各章の結論が確認された後、全体的として、アルフォンソ6世の治世は、国内的には、以後の再植民活動における「教会のローマ化」と「世俗のカスティーリャ化」という基本方針が確立された時代である；もともと、これらの方針は、従来の「伝統」とその担い手であるモサラベに配慮される形で慎重に実行された；対外的には、西ゴート王国の古都トレドの再征服を成し遂げそれを維持することによってイベリア半島における「覇権」王国としての土台が形成された時代であったとまとめられている。各章での結論を踏まえたうえでのアルフォンソ6世の治世に関する意義付けは、大まかな感は否めないものの、アルフォンソ6世以降のレオン・カスティーリャ王国の歴史を考慮した場合、妥当な理解であると言える。

本論文には、史料についての説明および史料批判が必ずしも十分でない部分があり、一次史料の操作、分析にさらなる精緻さを求めたいところもある。また、一部テーマについて先行研究に対する批判的検討に丁寧さを欠くと言わざるを得ないのも事実である。しかしながら、史料操作上の問題点として指摘したことがらの多くは、今後の研究課題として執筆者自身も認識しており、必ずしも理解が抜けていたわけではないことは考慮したい。また、歴史的に重要なテーマであるにもかかわらず、史料上の制約により先行研究の比較的少ないテーマを取り上げ、入手可能な刊行一次史料に出来るだけ多く目を通した執筆者の研究姿勢は積極的な評価に値する。幾つかの問題点および残された研究課題が存在するものの、各章で取り上げたテーマに関する着眼点は鋭く立論の意図も積極的に評価でき、論文全体として一定以上の水準に十分に達していると判断できる。

以上を総合的に判断し、本審査委員会は全員一致で、本論文が博士（言語文化学）の学位を与えるにふさわしい論文であるとの結論に達した。